

これまでのテーマ一覧

- 平成7年度 「青少年期におけるボランティア活動について」
- 平成8年度 「いじめ」
～いじめ問題解決のための家庭・学校・地域社会の在り方～
- 平成9年度 「いま、家庭を考える」
～健やかな子どもの成長を願って～
- 平成10年度 「心の成長を支える社会環境の在り方」
～地域活動を通して、大人は何をすべきか～
- 平成11年度 「青少年の自立心と社会性を育むために」
～大人社会(家庭・学校・地域社会)の協働化を考える～
- 平成12年度 「現代の子どもと家庭」
～子どもの心の危機を乗り越える家庭づくりを求めて～
- 平成13年度 「子どもの心を育み、伸ばす大人の役割」
- 平成14年度 「子どもの居場所はどこに？」
～“子どもの参画”をうながす大人の役割～
- 平成15年度 「少年の非行を見つめ直す」
～最近の少年事件を受けて、家庭・学校・地域、関係団体等はどう対応すべきか～
- 平成16年度 「大人社会のあり方を見つめ直す」
- 平成17年度 「自立する若者を育てるために」
～家庭・学校・地域社会の役割はどうあるべきか～
- 平成18年度 「人と人とのふれ合いの中で子どもたちを育てるために」
～家庭・学校・地域社会の役割を今一度明確にしよう～

「青少年問題を考える懇話会」設置要領

(平成6年4月1日制定)

1. 趣 旨

北海道における次の次代の担い手を育成するため、青少年をとりまく社会環境の浄化運動と青少年健全育成運動の効率化を図り、あわせてこれらの運動の効果的な推進を期するため、財団法人北海道青少年育成協会（以下「育成協」という）に「青少年問題を考える懇話会」をおく。

2. 委 員

- (1) この懇話会の委員は、学識経験者及び実践家10名以内をもって構成する。
- (2) この懇話会に委員長及び副委員長をおく。
- (3) 委員長、副委員長は委員の互選による。

3. 任 期

委員の任期は2年とし、育成協会長が委嘱する。

4. 審議事項

この懇話会は、次の事項について審議し、その結果を育成協会長に意見具申する。

- (1) 青少年の問題行動についての要因分析と解決方法。
- (2) 青少年の健全育成を阻害すると思われるものの内容検討と対応策。
- (3) 青少年をとりまく社会環境の問題点（有害図書、各自動販売機、ゲームセンター、その他）の検討と対応策。
- (4) 効果的な青少年育成運動（非行防止、健全育成）についての検討と方策。
- (5) その他環境浄化運動及び青少年健全育成運動推進のため、必要と思われる事項についての審議。

5. 懇話会の開催

この懇話会は、必要に応じて育成協会長が招集する。

6. 経費の負担

委員の出席に要する経費については育生協が負担する。

7. その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、育成協会長が定める。